二　第二十二条の二の十第二項第六号に規定する代替となる電気通信役務の提供に関して作成し、又は取得した情報
三　休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務の利用者その他の利害関係者から聴取した意見に関して作成し、又は取得した情報

（勧誘継続行為の禁止の例外）

第二十二条の二の十三　［略］

（媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）

第二十二条の二の十四　［略］

様式第12（第12条第１項関係）

電気通信事業全部休止（廃止）届出書

年　月　日

［略］

［略］	
電気通信事業法第26条の４第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

注１　「電気通信事業法第26条の４第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

２　［略］

様式第12の２（第12条第２項関係）

電気通信事業全部休止（廃止）届出書　兼　認定電気通信事業全部休止（廃止）届出書

年　月　日

［略］

［略］	
電気通信事業法第26条の４第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

注１　「電気通信事業法第26条の４第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

２　［略］

様式第12の３（第12条第４項関係）

電気通信事業一部休止（廃止）届出書

年　月　日

［略］

［略］	
電気通信事業法第26条の４第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

注１・２　［略］

（勧誘継続行為の禁止の例外）

第二十二条の二の十　［同上］

（媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）

第二十二条の二の十一　［同上］

様式第12（第12条第１項関係）

電気通信事業全部休止（廃止）届出書

年　月　日

［同左］

［同左］	
電気通信事業法第18条第３項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

注１　「電気通信事業法第18条第３項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

２　［同左］

様式第12の２（第12条第２項関係）

電気通信事業全部休止（廃止）届出書　兼　認定電気通信事業全部休止（廃止）届出書

年　月　日

［同左］

［同左］	
電気通信事業法第18条第３項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

注１　「電気通信事業法第18条第３項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

２　［同左］

様式第12の３（第12条第４項関係）

電気通信事業一部休止（廃止）届出書

年　月　日

［同左］

［同左］	
電気通信事業法第18条第３項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

注１・２　［同左］